

社会福祉法人稚内木馬館非正規職員就業規則

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 人事（第4条—第12条）
- 第3章 服務規律（第13条—第16条）
- 第4章 勤務時間、休憩及び休日（第17条—第19条）
- 第5章 休暇等（第20条—第26条）
- 第6章 賃金（第27条）
- 第7章 退職及び解雇（第28条—第33条）
- 第8章 安全衛生及び災害補償（第34条—第39条）
- 第9章 教育訓練（第40条）
- 第10章 表彰及び懲戒（第41条—第44条）
- 第11章 雑則（第45条—第47条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、社会福祉法人稚内木馬館職員就業規則（以下「正職員規則」という。）第2条第2項の規定に基づき、非正規職員の勤務条件、服務規律その他の就業に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）正職員 正職員規則の適用を受ける非正規職員以外の者をいう。
- （2）非正規職員 正職員規則第2条第1項に規定する次に掲げる者をいう。
 - ア 準職員
 - イ 常勤パート職員
 - ウ 短時間パート職員
 - エ 嘱託職員
 - オ 臨時職員
 - カ 登録職員

- (3) 準職員 正職員に準じた質と量の勤務内容で勤務することを必要とし、かつ、実質的に1年を超えて継続して勤務を要する恒常的な業務に従事する者であって、おおむね常勤パート職員を2年程度経過したものをいう。
- (4) 常勤パート職員 正職員に準じた質と量の勤務内容で勤務することを必要とし、かつ、実質的に1年を超えて継続して勤務を要する恒常的な業務に従事する者をいう。
- (5) 短時間パート職員 正職員の1週間の勤務時間の4分の3を超えない範囲で雇用されている者をいう。
- (6) 嘱託職員 次に掲げる者をいう。
 - ア 再雇用嘱託職員 法人の正職員が定年退職し、継続して雇用された者であって満65歳に達した日の属する年度の末日までのもの
 - イ 一般嘱託職員 満60歳を超えて雇用された者及び再雇用嘱託職員の期間を超えて継続して雇用された者
 - ウ 特別嘱託職員 満60歳未満の者であって、特殊技能等を必要として雇用された者
- (7) 臨時職員 正職員に準じた質と量の勤務内容で勤務することを必要とし、かつ、臨時又は季節的に必要とする期間を定めて雇用された者をいう。
- (8) 登録職員 事前に登録された者であって、季節的又は一時的な繁忙時期に限って日々雇用されたものをいう。

(規則の遵守)

第3条 法人及び非正規職員は、共にこの規則を守り、相協力して業務の運営に当たらなければならない。

第2章 人事

(採用)

第4条 非正規職員の採用は、法人に就職することを希望する者に対し、所定の選考を行ない、これに合格した者の中から行う。

2 前項の選考に当たっては、次に掲げる書類の提出を求めるものとする。ただし、必要に応じ、その一部を省略することができる。

- (1) 履歴書（写真添付）
- (2) 卒業（見込）証明書
- (3) 免許その他資格証明書の写し

(4) 前3号に掲げるもののほか、法人が指定する書類

(発令の手続)

第5条 法人は、非正規職員の人事に関する発令については、辞令書を交付して行うものとする。

(雇用契約書の締結)

第6条 法人及び非正規職員として採用された者（以下「新規採用者」という。）は、別に定める雇用契約書を締結するものとする。

(雇用条件の明示)

第7条 法人は、前条の雇用契約書の締結に際しては、次に掲げる事項を記載した雇用条件通知書及びこの規則の写しを交付して雇用条件を明示するものとする。

(1) 採用時の賃金

(2) 勤務場所

(3) 従事する業務

(4) 勤務時間

(5) 休日

(6) その他の雇用条件

(採用時の提出書類)

第8条 新規採用者は、採用された日（以下「採用日」という。）から1週間以内に次に掲げる書類を法人に提出しなければならない。ただし、必要に応じ、その一部を省略することができる。

(1) 誓約書

(2) 住民票記載事項の証明書

(3) 健康診断書

(4) 年金手帳及び雇用保険被保険者証（前職のある者に限る。）

(5) 扶養親族控除申告書及び税法上必要とする書類

(6) 通勤届及び自宅付近図

(7) 前各号に掲げるもののほか、法人が指定する書類

2 前項の提出書類の記載事項に変更が生じたときは、その都度、書面でこれを法人に届け出なければならない。

(試用期間)

第9条 新規採用者は、採用日から3月間を試用期間とする。ただし、法人が適当と

認めるときは、試用期間を短縮し、又は設けないことができる。

2 法人は、新規採用者が試用期間中に次の各号のいずれかに該当し、非正規職員として不適格と認められる場合は、当該新規採用者を解雇することができる。

- (1) 出勤状況又は勤務態度が良くないとき。
- (2) 指導及び教育しても法人が必要とする能力が不足し、又は改善の見込みがないとき。
- (3) 重大な経歴の詐称をしたとき。
- (4) 前条第1項各号に規定する書類を提出しないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、制裁の事由に該当する行為のあるとき。

3 試用期間は、勤続年数に通算する。

(人事異動)

第10条 法人は、職務上必要がある場合は、非正規職員の就業する場所又は従事する職務の変更を命ずることができる。

2 非正規職員は、正当な理由がない限り前項の命令を拒むことができない。

(休職)

第11条 法人は、非正規職員が次の各号のいずれかに該当するときは、休職を命ずることができる。

- (1) 職務外の傷病による欠勤が1月を超え、なお療養を継続する必要があるため勤務できないと認められるとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、特別の事情があり休職させることが適当と認められるとき。

2 法人は、前項第1号により休職し、次条第1項第1号に規定する休職期間が満了してもなお傷病が治癒せず勤務が困難な場合は、退職とすることができる。

3 法人は、第1項第1号により休職を命ぜられた非正規職員が傷病が治癒する等により勤務が可能となったときは、医師の診断書を提出させ、復職させるものとする。

4 休職期間中の非正規職員は、少なくとも月に1回、法人に近況を報告しなければならない。

(休職期間)

第12条 休職期間は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1項第1号に規定する休職の場合
 - ア 勤務年数1年未満の者 1月以内

イ 勤続年数1年以上3年未満の者 2月以内

ウ 勤続年数3年以上の者 4月以内

(2) 前条第1項第2号に規定する休職の場合 法人が必要と認める期間

2 休職者が前項の休職期間満了前に復職し、再び同一又は類似の事由により欠勤した場合で、復職後の出勤日数が15日に達しないときは当該欠勤は復職前の休職期間の延長として取り扱う。

3 休職期間中の賃金は、支給しない。

第3章 服務規律

(服務)

第13条 非正規職員は、法人の指示命令を守り、職務上の責任を自覚し、誠実に職務を遂行するとともに、職場の秩序の維持に努めなければならない。

(遵守事項)

第14条 非正規職員は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 利用者に対しては、常に親切丁寧かつ公正な態度で接し、利用者に不安と不信の念を起させてはならないこと。

(2) 法人の名誉又は信用を傷つける行為をしないこと。

(3) 職務上知りえた秘密事項又は利用者の不利益となる事項を在職中及び退職後も他に漏らさないこと。

(4) 勤務時間中は、職務に専念し、みだりに職場を離れないこと。

(5) 許可なく他の法人等の業務に従事しないこと。

(6) 職務に関して自らの利益を図り、事業所の金品を私用に供し、又は利用者、関係者等から不当に金品を借用し、若しくは贈与を受ける等の不正な行為は行わないこと。

(7) 事業所内において個人的な宗教活動又は政治活動を行わないこと。

(8) 職場において性的言動により、他の職員に不利益を与え、又は就業活動を害すると判断される行為をしないこと。

(9) 事業所内において危険物又は有害物質を携帯しないこと。

(出勤及び退勤)

第15条 非正規職員は、始業及び終業時にタイムカードを自ら打刻し、始業及び終業の時刻を記録しなければならない。

2 非正規職員は、始業時刻には業務を開始し、終業時刻まで業務を行わなければな

らない。

(遅刻、早退、欠勤等)

第 16 条 非正規職員が遅刻、早退若しくは欠勤をし、又は勤務時間中に私用で外出するときは、事前に管理者に申し出て許可を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由で事前に申し出ることができなかつたときは、事後、速やかに届け出なければならない。

2 傷病のため欠勤が 4 日以上に及ぶときは、医師の診断書を提出しなければならない。

第 4 章 勤務時間、休憩及び休日

(勤務時間及び休憩時間)

第 17 条 非正規職員の勤務時間及び休憩時間は、第 6 条に規定する雇用契約書の締結時に定めた勤務時間（以下「所定勤務時間」という。）及び休憩時間とする。ただし、法人は、業務の都合その他やむを得ない事情により所定勤務時間の範囲内においてこれらを繰り上げ、又は繰り下げることができる。この場合において、業務の都合によるときは、法人が前日までに当該非正規職員に通知するものとする。

(休日)

第 18 条 非正規職員の休日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 3 条に規定する休日

(3) 1 月 2 日から 1 月 4 日まで並びに 12 月 30 日及び 12 月 31 日

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、法人が定める日

2 職務の都合により法人が必要と認めるときは、あらかじめ前項に規定する休日（以下「所定休日」という。）を 1 週間以内の他の日と振り替えることができる。この場合において、少なくとも 3 日前までに振り替えるべき所定休日と勤務日とを特定し、当該非正規職員に通知するものとする。

3 法人は、所定休日に勤務させたときは、本人の請求により業務に支障がない限り代休日を与えることができる。

(時間外勤務、休日勤務等)

第 19 条 法人は、職務の都合により所定勤務時間を超え、又は所定休日に勤務させることができる。

2 小学校就学前の子の養育又は家族の介護を行う女性非正規職員が時間外勤務の短

縮を申し出たときは、所定勤務時間を超える勤務については、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて時間外労働をさせることはない。

- 3 妊娠中又は産後1年を経過しない女性非正規職員が請求した場合及び18歳未満の非正規職員については、時間外勤務若しくは休日勤務又は午後10時から午前5時までの深夜に勤務させることはない。
- 4 前項に規定する非正規職員のほか、小学校就学前の子の養育又は家族の介護を行う一定範囲の非正規職員が請求した場合は、業務の正常な運営を妨げる場合を除き午後10時から午前5時までの深夜に勤務させることはない。
- 5 前項に規定する深夜の勤務の制限に係る手続等必要な事項については、別に定める育児・介護休業等に関する規程によるものとする。

第5章 休暇等

(年次有給休暇)

第20条 採用後、6月以上継続して勤務し、第6条に規定する雇用契約書の締結時に定めた1週間の勤務日数（以下「所定勤務日数」という。）の8割以上の出勤をした非正規職員に対しては、勤続年数に応じ、次に掲げる年次有給休暇を与える。

(1) 所定勤務日数が5日以上の場合

勤続年数	6月	1年6月	2年6月	3年6月	4年6月	5年6月	6年6月 以上
日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

(2) 所定勤務日数が4日の場合

勤続年数	6月	1年6月	2年6月	3年6月	4年6月	5年6月	6年6月 以上
日数	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日

(3) 所定勤務日数が3日の場合

勤続年数	6月	1年6月	2年6月	3年6月	4年6月	5年6月	6年6月 以上
日数	5日	6日	6日	7日	9日	10日	11日

(4) 所定勤務日数が2日の場合

勤続年数	6月	1年6月	2年6月	3年6月	4年6月	5年6月	6年6月
------	----	------	------	------	------	------	------

							以上
日 数	3 日	4 日	4 日	5 日	6 日	6 日	7 日

(5) 所定勤務日数が1日の者

勤続年数	6 月	1 年 6 月	2 年 6 月	3 年 6 月	4 年 6 月	5 年 6 月	6 年 6 月 以上
日 数	1 日	2 日	2 日	2 日	3 日	3 日	3 日

- 2 年次有給休暇の起算日は、毎年1月1日とする。
- 3 非正規職員は、年次有給休暇を取得しようとするときは、あらかじめ期間を指定して請求するものとする。ただし、法人は、業務の正常な運営に支障があるときは、非正規職員の指定した期間を変更することができる。
- 4 非正規職員は、第2項に規定する起算日から1年以内において、前項の年次有給休暇の日数のうち5日を限度として時間を単位として請求することができる。
- 5 第1項に規定する出勤の割合を算出するときは、次に掲げる休暇及び休業を取得した期間は、出勤したものとして取り扱うものとする。
 - (1) 年次有給休暇
 - (2) 産前及び産後の休業
 - (3) 業務上の傷病による休業
 - (4) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）に規定する育児休業及び介護休業
 - (5) 特別休暇
 - (6) 生理休暇
- 6 法人は、第1項の規定により年次有給休暇を10日以上与えた非正規職員に対し、第3項の規定にかかわらず、第2項に規定する起算日から1年以内に当該非正規職員の有する年次有給休暇日数のうち5日について、非正規職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して取得させることができる。ただし、非正規職員が第3項の規定による年次有給休暇を取得した場合においては、当該取得した日数分を5日から控除するものとする。
- 7 当該年の年次有給休暇の全部又は一部を取得しなかった場合には、その残日数は、翌年に限り繰り越される。ただし、次の各号に掲げる所定勤務日数の区分に応じ、当該各号に定める日数を限度とする。
 - (1) 所定勤務日数が5日以上 20日

- (2) 所定勤務日数が4日 15日
 - (3) 所定勤務日数が3日 11日
 - (4) 所定勤務日数が2日 7日
 - (5) 所定勤務日数が1日 3日
- (産前及び産後の休業)

第21条 8週間(多胎妊娠の場合は、14週間)以内に出産する予定の女性非正規職員には、請求により産前休業を与える。

2 産後は、出産日より8週間の産後休業を与える。ただし、産後6週間を経過した女性非正規職員から復職の請求があったときは、医師が支障ないと認める職務に就かせることができる。

3 産前及び産後の休業の期間中については、賃金を支給しない。
(母性健康管理のための休暇等)

第22条 妊娠中又は出産後1年以内の女性非正規職員から、所定勤務時間内に母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づく保健指導又は健康診査(以下「保健指導等」という。)を受けるために通院休暇の請求があったときは、次に掲げる範囲内で必要な時間休暇を与える。

(1) 妊娠中の場合は、次に掲げる回数とする。ただし、医師又は助産師(以下「医師等」という。)の指示がある場合は、その指示による回数とする。

ア 妊娠23週まで 4週に1回

イ 妊娠24週から35週まで 2週に1回

ウ 妊娠36週以降 1週に1回

(2) 出産後1年以内の場合は、医師等の指示による回数とする。

2 妊娠中又は出産後1年以内の女性非正規職員から、保健指導等に基づき勤務時間等について医師等の指導を受けた旨の申出があったときは、次に掲げる措置を講ずることとする。

(1) 妊娠中の通勤時の混雑を避けるよう指導されたときは、原則として1時間の勤務時間の短縮又は1時間以内の時差出勤を認める。

(2) 妊娠中の休憩時間について指導されたときは、適宜、休憩時間の延長又は休憩回数の増加を認める。

(3) 妊娠又は出産に関する諸症状の発生のおそれがあるとして指導されたときは、作業の軽減、勤務時間の短縮、休業等を認める。

3 前2項の休暇等は、有給とする。

(育児時間)

第23条 満1歳に満たない子を養育する女性非正規職員から請求があったときは、休憩時間のほか1日に2回、1回につき30分の育児時間を与える。

2 前項の育児時間は、有給とする。

(育児・介護休業等)

第24条 非正規職員は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）に定める次に掲げる措置等（以下「育児・介護休業等」という。）の適用を受けることができる。

- (1) 育児休業
- (2) 介護休業
- (3) 子の看護休暇
- (4) 介護休暇
- (5) 所定外勤務の免除
- (6) 時間外勤務の制限
- (7) 深夜業の制限
- (8) 所定勤務時間の短縮

2 育児休業、介護休業等の取扱いについては、別に定める育児・介護休業等に関する規程によるものとする。

(特別休暇)

第25条 非正規職員が次の各号のいずれかに該当する休暇を申請したときは、当該各号に定める期間の特別休暇を与える。

- (1) 結婚休暇 7日
- (2) 出産休暇 3日
- (3) 忌引休暇 次に掲げる期間に旅行に要する期間を加算する。
 - ア 配偶者、子又は父母の死亡 7日
 - イ 兄弟姉妹、祖父母又は配偶者の父母若しくは兄弟姉妹の死亡
 - (ア) 喪主の場合 5日
 - (イ) (ア)以外の場合 3日
- (4) 公民権行使休暇 必要と認める期間
- (5) 官公署出頭休暇 必要と認める期間

- (6) 裁判員休暇 必要と認める期間
 - (7) 災害事故休暇 必要と認める期間
 - (8) 新採用非正規職員休暇 所定勤務日数に応じ、次に掲げる日数
 - ア 所定勤務日数が5日以上 3日
 - イ 所定勤務日数が4日 2日
 - ウ 所定勤務日数が3日以下 1日
- 2 前項第4号の公民権行使休暇は、非正規職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、就業しないことがやむを得ないと認められるときに与えるものとする。
- 3 第1項第5号の官公署出頭休暇は、非正規職員が証人、鑑定人、参考人等として、国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、就業しないことがやむを得ないと認められるときに与えるものとする。
- 4 第1項第6号の裁判員休暇は、非正規職員が裁判員候補者としての出頭又は裁判員若しくは補充裁判員として選任を受け裁判審理に参加するときに与えるものとする。
- 5 第1項第7号の災害事故休暇は、地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により就業することが著しく困難であると認められるときに与えるものとする。
- 6 第1項第8号の新採用非正規職員休暇は、新たに採用された非正規職員が年次有給休暇を付与される期間（採用後6月又は年次有給休暇の起算日）までに当該職員の申請により与えるものとする。
- 7 第1項の特別休暇は、有給とする。

(生理休暇)

第26条 生理日で就業が著しく困難な女性非正規職員から請求があったときは、必要な期間について生理休暇を与える。

- 2 前項の生理休暇は、有給とする

第6章 賃金

第27条 非正規職員の賃金については、別に定める賃金規程による。

第7章 退職及び解雇

(退職)

第28条 非正規職員が次の各号のいずれかに該当するときは、退職とする。

- (1) 雇用契約の期間が満了したとき。
- (2) 退職願を提出して法人に承認されたとき、又は退職願を提出して 14 日を経過したとき。
- (3) 死亡したとき。

(解雇)

第 29 条 法人は、非正規職員が次の各号のいずれかに該当するときは、解雇することができる。ただし、第 44 条に規定する事由に該当すると認められるときは、同条の定めるところによる。

- (1) 勤務成績又は業務能率が著しく不良で、非正規職員としてふさわしくないと認められるとき。
- (2) 精神又は身体の障害により医師の診断に基づき業務に耐えられないと認められるとき。
- (3) 事業の休廃止又は縮小その他事業の運営上やむを得ない事情により、非正規職員の削減が必要となったとき。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、解雇に相当する合理的事由があるとき。

(解雇の制限)

第 30 条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する期間は、解雇しない。ただし、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号。以下「法」という。）第 81 条に規定する打切補償を行った場合又は天災事変等のやむを得ない事由のために事業の継続が不可能となり稚内労働基準監督署長の認定を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 業務上で負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業する期間及びその後 30 日間
- (2) 産前産後の女性非正規職員が第 22 条の規定によって休業する期間及びその後 30 日間

(解雇の予告)

第 31 条 第 9 条第 2 項、第 29 条又は前条ただし書の規定により非正規職員を解雇する場合は、少なくとも 30 日前に予告するか又は平均賃金の 30 日分以上の解雇予告手当を支払うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 試用期間中の非正規職員で採用日より 14 日以内の者の場合
- (2) 第 45 条の規定により懲戒解雇をする場合で、稚内労働基準監督署長の認定を

受けた場合

(3) 天災事変等のやむを得ない事由のために事業の継続が不可能となり稚内労働基準監督署長の認定を受けた場合

(退職時の証明)

第 32 条 非正規職員が退職の場合において、退職の事由等について証明書を請求した場合は、法人は、遅滞なく交付するものとする。

2 前項の証明事項は、次に掲げる事項とし、当該非正規職員が請求した事項とする。

(1) 使用期間

(2) 業務の種類

(3) 当該事業における地位

(4) 賃金

(5) 退職の事由（解雇の場合は、その理由を含む。）

(退職金)

第 33 条 非正規職員（準職員を除く。）が退職した場合の退職金は、支給しない。

2 準職員が退職した場合の退職金の支給は、在職中に加入した社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和 36 年法律第 155 号。以下「共済法」という。）の定めるところによる。ただし、法人は、第 44 条に規定する諭旨解雇又は懲戒解雇を受けた者に対し、退職金の全部又は一部を支給しないことができる。

3 前項本文に規定する退職金の算定の基礎となる勤続期間は、退職金の支給を受けることなく、引き続いて共済法で定める共済契約者間を異動した場合においては、この引き続いた期間を通算して計算するものとする。

第 8 章 安全衛生及び災害補償

(安全衛生の確保)

第 34 条 法人は、非正規職員の安全衛生の確保及び改善を図り、快適な職場環境をつくるため必要な措置を講じなければならない。

2 非正規職員は、安全衛生に関する法令及び法人の指示を守り、災害の防止及び疾病の予防に努めなければならない。

(災害時の措置)

第 35 条 非正規職員は、災害の発生又はその危険を知ったときは、その状況に応じ臨機の措置をとるとともに、直ちに、関係責任者に報告し、その指示によって行動しなければならない。

(健康診断の実施)

第 36 条 法人は、非正規職員に対し、毎年 1 回（深夜勤務に従事する者は、毎年 2 回）定期的に健康診断を実施する。

2 前項の健康診断のほか、法令で定める有害業務に従事する非正規職員に対しては、特別の項目についての健康診断を実施する。

3 法人は、健康診断の結果について当該非正規職員に通知しなければならない。

4 法人は、健康診断の結果、必要があると認められる非正規職員に対し、一定の期間において、次に掲げる措置を命ずることができる。

(1) 就業の禁止

(2) 就業時間の短縮

(3) 業務内容の変更

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、健康保持のための必要な措置

(疾病者に対する就業の禁止)

第 37 条 法人は、非正規職員が疾病にかかり、又はその疑いがある場合で、次に掲げる事項に該当すると認めるときは、その非正規職員の就業を禁止することができる。

(1) 他人に伝染するおそれのある疾病にかかっている場合

(2) 疾病のため他人に害を及ぼすおそれのある場合

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、就業が不相当と医師が診断した場合

2 前項により就業を禁止した期間中は、法人に責めがないことが明らかな場合は無給とする。

(安全衛生教育の実施)

第 38 条 法人は、非正規職員に対し、採用時及び業務内容を変更するときは、業務に必要な安全衛生教育を実施する。

2 法人は、特定の資格又は講習を必要とする業務に従事する非正規職員に対しては、必要な講習等を受講させるものとする。

3 非正規職員は、安全衛生教育を受けた事項を遵守しなければならない。

(災害補償)

第 39 条 法人は、非正規職員が業務上の事由又は通勤により負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、法及び労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号。以下「労災保険法」という。）に定めるところにより災害補償を行う。

2 非正規職員が労災保険法に規定する休業補償給付又は休業給付を受ける場合の最

初の3日間については、その非正規職員の平均賃金の100分の60に相当する額を法人が補償する。

第9章 教育訓練

(教育訓練の実施)

第40条 法人は、非正規職員に対し、業務に必要な知識及び技能を高め並びに資質の向上を図るため、必要な教育訓練を実施する。

2 非正規職員は、法人から教育訓練を受講するよう指示されたときは、特段の事由がない限り指示された教育訓練を受けなければならない。

3 前項の指示は、教育訓練開始日の少なくとも2週間前までに当該非正規職員に対し、文書で通知しなければならない。

第10章 表彰及び懲戒

(表彰)

第41条 法人は、非正規職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、表彰する。

- (1) 業務上有益な創意工夫又は改善を行い、法人の運営に貢献したとき。
- (2) 永年にわたって誠実に勤務し、その成績が優秀で他の職員の模範となるとき。
- (3) 事故、災害等を未然に防ぎ、又はそれらに際し適切に対応し、被害を最小限にとどめ、特に功労があったとき。
- (4) 社会的功績があり、法人及び職員の名誉を高めたとき。
- (5) 前各号に準ずる善行又は功労があったとき。

2 表彰は、原則として年度の末日に行う。

(懲戒の種類)

第42条 懲戒の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 戒告 口頭により将来を戒める。
- (2) けん責 始末書を提出させて将来を戒める。
- (3) 減給 始末書を提出させ、平均賃金の1日分の2分の1以内を減給し将来を戒める。ただし、2回以上にわたる場合においてもその総額は、1賃金支払期間における賃金総額の10分の1以内とする。
- (4) 出勤停止 始末書を提出させ、30日間を限度として出勤を停止し、その間の賃金は支給しない。
- (5) 諭旨解雇 本人を諭したうえで解雇する。
- (6) 懲戒解雇 即時に解雇する。

(戒告、けん責、減給、出勤停止及び降格)

第 43 条 法人は、非正規職員が次の各号のいずれかに該当するときは、情状に応じ、戒告、けん責、減給、出勤停止又は降格とすることができる。

- (1) 正当な理由なく、しばしば欠勤、遅刻、早退又は私用外出をして勤務を怠ったとき。
- (2) 正当な理由なく、無断欠勤が 5 日以上に及ぶとき。
- (3) 過失により事業所又は利用者に損害を与えたとき。
- (4) 素行不良にして、事業所内の秩序又は風紀を乱したとき。
- (5) 施設内において、他の職員の業務に支障を与えるような性的な言動を伴うセクシュアルハラスメントに当たる行為をしたとき。
- (6) この規則に違反したとき。
- (7) 前各号の規定に準ずる程度の不都合な行為があったとき。

(諭旨解雇及び懲戒解雇の処分)

第 44 条 法人は、非正規職員が次の各号のいずれかに該当するときは、諭旨解雇又は懲戒解雇とすることができる。ただし、情状により減給又は出勤停止とすることができる。

- (1) 正当な理由なく、無断でしばしば遅刻、早退、欠勤又は私用外出を繰り返し、3 回にわたって注意を受けても改めないとき。
- (2) 正当な理由なく、無断欠勤が 5 日以上に及び、出勤の督促に応じないとき。
- (3) 事業所内における窃盗、横領、傷害等の刑法犯に該当する行為があったとき、又はこれらの行為が事業所外で行われた場合であっても、それが著しく法人の名誉又は信用を傷つけたとき。
- (4) 故意又は重大な過失により事業所又は利用者に重大な損害を与えたとき。
- (5) 素行不良にして、事業所内の秩序又は風紀を著しく乱したとき。
- (6) 事業所内において、他の職員の業務に重大な支障を与えるような性的な言動を伴うセクシュアルハラスメントに当たる行為をしたとき。
- (7) 利用者若しくはその家族等又は法人若しくは職員等に関する個人情報に同意を得ずに漏えい又は他の目的に流用したとき。
- (8) 重大な経歴詐称をしたとき。
- (9) この規則に違反する重大な行為があったとき。
- (10) 前各号の規定に準ずる重大な行為があったとき。

第 11 章 雑則

(職務専念の義務免除)

第 45 条 非正規職員は、次の各号のいずれかに該当する場合において、あらかじめ理事長の承認を得て職務に専念する義務を免除されることができる。

- (1) 業務外の傷病にかかったとき。
- (2) 他の法人、団体等（以下「他の法人等」という。）の役職員を兼ねその事務を行うとき。
- (3) 他の法人等から委嘱又は依頼を受け講演、講義等を行うとき。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、理事長が特に必要と認めるとき。

(出張命令)

第 46 条 法人は、非正規職員に対し、業務上必要がある場合には、出張を命ずることができる。

- 2 出張を命ぜられた非正規職員に対しては、別に定める旅費規程により旅費を支給する。

(社会保険等の適用)

第 47 条 非正規職員の社会保険の適用については、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）並びに健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）の定めるところによる。

附 則

- 1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
 - (1) パートタイマー就業規則（第一木馬館・第二木馬館用 平成 17 年 12 月 1 日施行）
 - (2) パートタイマー就業規則（ひだまりはまなす館用 平成 17 年 4 月 1 日施行）
- 3 この規則の施行日前から第 25 条に規定する特別休暇を受け、その休暇が施行日以後も引き続いている者の当該休暇の取り扱いは、なお従前の例による。

附 則（平成 28 年 5 月 20 日第 1 回理事会決定）

この規則は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 2 月 20 日第 7 回理事会決定）

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。